

呼称資格認定試験における処分基準

不正の手段によって呼称資格認定試験を受け、若しくは受けようとした者に対しては以下1～3を基準として受験禁止期間を決定する。ただし、不正の手段及び違反した行為の内容または情状により下記の受験禁止期間を減免することができる。

なお、ソムリエおよびソムリエ・エクセレンス受験者については4まで適用する。

態 様	受験禁止期間
1 虚偽の出願(替え玉受験、無資格受験、など)によって試験を受け、若しくは受けようとした者	5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
2 1のほか、不正の手段によって試験を受け、若しくは受けようとした者	4年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
3 1のほか、受験会場において試験官の指示に従わなかった者	1年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
4 受験した者、若しくは受けようとした者に対し、虚偽の従事証明を行った事業所	当該事業所に在籍する全職員について、5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。

呼称資格認定試験における注意事項

■ 不正行為 ※発覚した場合ホームページで公表いたします。

次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退出を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また全ての試験科目の成績を無効とします。

- ① 試験室においてカンニング(試験の出題内容に関するメモやコピー、教本、参考書等の書籍類を触る、手に持つまたは机の上に置いたり見たりすること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど)をすること。
- ② 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ③ 試験室において、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダーなどの電子機器を触る、手に持つまたは机の上に置いたり見たり使用すること。
- ④ 「試験開始」の指示の前に問題・解答用紙に手を触れたり問題を見たり解答を始めること。
- ⑤ 出題された問題を試験室から持ち出すこと、書き写して持ち出すこと。
- ⑥ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑦ 出願申請・解答用紙に故意に虚偽の内容を記入すること。
- ⑧ 試験室において、他の受験者に迷惑となる行為をすること。
- ⑨ 「試験終了」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。
- ⑩ 試験官の指示に従わないこと。
- ⑪ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。